沼津史談会会則

(名称)

第1条 この会は、沼津史談会という。

(事務所)

第2条 1. 本会に、事務局を設け、事務所を設置する。

2. 事務所を設置する場所は会長が定める。

(目的)

第3条 この会は、郷土史に関する調査研究を行い、文化財を次代へ伝承し、 郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. 郷土史研究資料の収集、遺跡、文化財の保存、顕彰
- 2. 史蹟等の見学、視察ならびに研究会、講演会、座談会、展示会等の開催
- 3. 会誌の発行
- 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

会員 この会の目的および事業に賛同して入会した個人または法人 賛助会員 この会の目的および事業を賛助する個人または法人

(会費)

第6条 この会の会費は、次のとおりとする。

会員年額4,000円

賛助会員 年額 一口 10,000円

(入退会)

第7条 この会に入会しようとする者は、申込書により申し込み、役員会の承認を得る。 この会を退会しようとする者は、会長に申し出る。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- 1. 会 長 1名
- 2. 副会長 若干名
- 3. 幹事 20 名以内

幹事の中に会計2名、事務局長、専門部長を置く。

(監査)

第9条 この会に監査を置く。

- 1. 監査の任務は、会計の会計処理を監査、指導する。
- 2. 監査の任期は、役員の任期に準ずる。
- 3. 監査は。2名とする。

(役員の選出)

第 10 条 1. 会長、副会長、幹事、監査は、役員会で選出し総会の承認を得る。

2. 会計、事務局長および専門部長は、幹事の中から役員会で選出する。

(役員の任務)

第11条 1. 会長は、この会を代表し会務を総理する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3. 会計は帳簿を備え、会費その他の収納、諸経費の支出等を行う。
- 4. 事務局長は、会の運営にかかわる庶務を行う。
- 5. 専門部長は、各専門部の事業を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とし再任することができる。

補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問)

第13条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、この会に功労のあった者又はこの会に深い関係ある者から会長が推 薦し、役員会で選出する。

(会議)

- 第14条 1. 会議は、定例総会および役員会とし会長が招集する。
 - 2. 定例総会は、会員で構成され、毎年4月に招集する。
 - 3. 総会の議長は、会員の中から選出する。
 - 4. 役員会は、年4回以上開催する。必要に応じ臨時役員会を招集する。
 - 5. 会議は議事録を作成し会長が承認署名する。

(総会付議事項)

- 第15条 総会に付議する事項
 - 1. 事業報告ならびに収支決算報告
 - 2. 事業計画ならびに収支予算
 - 3. 役員の承認
 - 4. 会則の変更
 - 5. その他

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (経費)

第17条 この会の経費には、会費、寄付金、会誌売上金等を充てる。

(その他)

第18条 この会則に規定する以外の事項は、別に定める内規または役員会で決定する。

用語の変更 1. 会員は正会員に読み替える。

- 2. 会計は会計室に読み替える。
- 3. 監査は会計監査に読み替える。
- 5. この会は本会に読み替える。
- 4. 総会は定例総会に読み替える。

昭和 36 年 7 月 1 日 設立制定 平成 26 年 4 月 20 日 改正